自動継続自由金利型定期預金（M 型）規定

Ⅰ　共通規定

1.（自動継続）

（1）この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M 型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（2）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（3）継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（規定の準用）

この規定に定めがない事項については、定期預金共通規定により取り扱います。

3.（規定の変更等）

（1）この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

Ⅱ　単利型規定

1.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。 以下同じ。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については上記Ⅰ1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の 2 年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型 2 年定期預金（M 型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。

（2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。

① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 2 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

② 自動継続自由金利型 2 年定期預金（M 型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取り扱います。

ア．預金口座へ振り替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

イ．中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型 2 年定期預金（M 型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M 型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組み入れ、中間利息定期預金の元利金と合計して自動継

2026 年 6 月 1 日現在

続自由金利型 2 年定期預金（M 型）に継続します。

③　預入日の 2 年後の応当日の翌日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

④　利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。

(4) この預金を定期預金共通規定第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第 6 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①　預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

ア．6 か月未満	約定利率×10%
イ．6 か月以上 1 年未満	約定利率×20%
ウ．1 年以上 3 年未満	約定利率×30%

②　預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

ア．6 か月未満	約定利率×10%
イ．6 か月以上 1 年未満	約定利率×15%
ウ．1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×20%
エ．1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×25%
オ．2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×30%
カ．2 年 6 か月以上 4 年未満	約定利率×35%

③　預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

ア．6 か月未満	約定利率×10%
イ．6 か月以上 1 年未満	約定利率×15%
ウ．1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×20%
エ．1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×25%
オ．2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×30%
カ．2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×30%
キ．3 年以上 5 年未満	約定利率×35%

④　預入日の 5 年後の応当日を満期日とした場合

ア．6 か月未満	約定利率×10%
イ．6 か月以上 1 年未満	約定利率×10%
ウ．1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×15%
エ．1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×20%
オ．2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×25%
カ．2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×25%
キ．3 年以上 4 年未満	約定利率×30%

2026 年 6 月 1 日現在

ク．4 年以上 5 年未満　　約定利率×35%

(5) この預金の付利単位は 1 円とし、 1 年を 365 日として日割りで計算します。

2.（中間利息定期預金）

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記Ⅱ1. の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、当初の預金が通帳記載の場合は原則として通帳に記載し、当初の預金が証書記載の場合は原則として証書を発行しないこととし、いずれの場合でも次により取り扱います。

① 中間利息定期預金の印鑑は、この預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。

Ⅲ 複利型規定

1.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については上記Ⅰ1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって 6 か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を定期預金共通規定第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第 6 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切り捨てます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

上記Ⅱ1.（4）②と同じ

② 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

上記Ⅱ1.（4）③と同じ

③ 預入日の 5 年後の応当日を満期日とした場合

上記Ⅱ1.（4）④と同じ

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割りで計算します。

以　上

2026 年 6 月 1 日現在